

令和4年度主要事業の調整状況に対するパブリックコメント募集結果

○9人の方から、17件の意見をいただきました。

○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
多胎妊婦への健診の充実(妊婦健診事業)			
1	事業概要に「早期把握・早期支援」とあるが、具体的にどのように把握し、支援に移行するのか教えて欲しい。	1	「その他」 委託医療機関で実施された妊婦健診結果はすべて市に報告され、その内容から支援の必要性を把握しています。必要に応じて地区担当保健師が妊娠中から医療機関と連携し、要支援者へ連絡、訪問し保健指導を行います。
面会交流支援事業			
2	対象や実施内容から、父母の意見のみを取り入れるように読み取れるが、子どもの意見も反映させるべきではないか。	1	「すでに盛り込み済み」 本事業は、面会交流の円滑な実施により、子どもの健やかな成長を社会全体で支えることを目的としており、父母の合意とともに、子どもの意見についても十分尊重されるよう取り組みます。
児童手当現況届に係る提出対象者の見直し			
3	対象に「0歳から中学校修了までの児童を養育している者」とあるが、所得によっては児童手当が支給されない家庭もある。所得が十分と考えられている家庭においても子どもが多いため資金が足りないと感じている。支給範囲の見直しや、対象の見直しを検討していただきたい。	1	「その他」 児童手当は国の制度による支給であり、所得制限や支給対象者等につきましては、児童手当法で規定されております。また、尼崎市が独自に所得制限を撤廃し、上限を超える方にも児童手当を支給する等の施策を行うことは、本市の財政状況も踏まえ難しいものと考えております。
通算勤続5年保育士向け「あま咲きコイン」の支給((仮)保育士確保・定着事業)			
4	使い方が限定されてしまうあま咲きコインより現金の支給にするべきではないか。あま咲きコインにする理由を教えて欲しい。	1	「その他」 現金ではなく、あま咲きコインでの支給とした理由は、尼崎市内の保育施設における保育士の定着促進と、尼崎市内の経済活動促進の両面を併せ持つメリットがあるためです。 現金給付の方が汎用性が高いのではないかと、いうのはご指摘のとおりですが、給付後も尼崎市内の保育施設の保育士として定着し、就労継続していただくには、市内経済の活性化の点も含め、あま咲きコインの方が効果的であると考えています。

ヤングケアラー支援事業		
5	事業概要に「ホームヘルパーを派遣」とあるが、介護分野においても人手不足が問題視される中、どのような対策を考えているのか。	1 「その他」 本事業は、介護や家事・育児などの支援を通じてヤングケアラーの不安や負担を軽減することを目的としています。 支援者の確保については、社会福祉関係団体や介護事業所等と意見交換を重ねており、想定している件数の支援をカバーできる見込みであると考えています。
6	実施内容に「ヤングケアラーについての周知・啓発を行うための研修等を実施する」とあるが、周知を目的とするのであれば、研修が適切な手法なのか。	1 「すでに盛り込み済み」 ヤングケアラーは潜在化しやすく、身近な立場の大人がその存在に気づき、公的支援等につなげていくことが重要であると考えます。 その中で、例えば学校の教員や地域の方々がヤングケアラーに気づき、必要な機関につないでいくためには、まずヤングケアラーに気付くための知識と、気付いたときにどこに相談・連絡すれば良いかの情報を知っておく必要があります。 教員に対しては、令和2年度及び3年度に、「ヤングケアラー研修」を実施していますが、広く全ての教員にヤングケアラーについて必要な知識を身に付けていただくため、引き続き研修を実施していく必要があると考えていますし、教員以外に対しても、公開型の研修等を通じて必要な情報を知っていただけるよう、発信していきます。 なお、研修以外にも「まずは知ってもらう」ということを目的に、様々な手法でヤングケアラーについて周知を図ってまいります。
外国籍住民アンケート調査(多文化共生社会推進事業)		
7	アンケート調査を実施することで十分に実態を把握できるのか。また調査を次につなげるため、アンケートに外国人総合相談窓口の情報などを記載してはどうか。	1 「意見を反映した」 アンケート調査のみで十分に実態を把握することは難しいと考えています。 そのため、外国人総合相談窓口における相談実績や、日本語教室で学ぶ外国籍住民や関係団体にも協力いただきながら、ヒアリングを行うなど、多様な手法を用いて実態把握に努めていくこととしています。 また、アンケート調査の実施にあたっては、いただいたご意見を反映し、外国人総合相談窓口の周知もあわせて行っていきます。
外国人総合相談窓口の拡充(多文化共生社会推進事業)		
8	事業概要等に記載の「文化を理解・尊重し、ともに生きる多文化共生社会の実現」は相談窓口の体制を整えることで達成されることなのか。求める成果に対して実施内容がかみ合っていないように感じるがどう考えているか。	1 「すでに盛り込み済み」 外国人総合相談窓口における様々な相談の中から外国籍住民のニーズを把握することで、効果的な多文化共生施策につなげていくこととしています。 外国人総合相談窓口は、令和3年5月に開設したところですが、相談内容が多岐にわたることや、市の各種相談窓口への同行支援のニーズが高いことから、相談窓口の体制を拡充することで、これまで以上に外国籍住民の実態やニーズの把握が可能になると考えています。 こうして得たニーズをもとに、多文化共生社会の実現に向けた取組に役立てていきます。

地域総合センター南武庫之荘の予防保全(地域総合センター整備事業)			
9	改修工事の内容にあるバリアフリー化にトイレの洋式化とあるが、トイレの洋式化のみでバリアフリー化と言えるのか。	1	「すでに盛り込み済み」 地域総合センター南武庫之荘では、多目的トイレ、リフト昇降機等、既にバリアフリー化に対応する設備がありますが、一部和式トイレを洋式化、オストメイト対応、通路の補修、点字ブロックの更新等を実施し、バリアフリーのさらなる充実を図ります。
ひきこもり等支援事業			
10	事業概要等に「課題に気づいていない」などの言葉が多用されており、ひきこもりが課題や問題であると断定しているように捉えられるが、市としてどのように考えているのか。	1	「その他」 ひきこもり自体が必ずしも問題とは考えていませんが、課題に気づかないままひきこもりが長期化し、社会との接点が乏しくなるなかで自ら支援を求める声を上げられず、生活の維持が困難になるケースがあります。また、多頭飼育やごみ屋敷問題などの複合的な課題を抱え、臭いや害虫の発生など衛生環境の悪化により当事者の生活を阻害するだけでなく、近隣住民との関係も悪化するケースなど、問題が深刻化する事象も見られるところ です。 そのため、継続的な訪問支援等により適切な支援につなぐことで、問題が深刻化しないよう働きかけていく必要があると考えております。
11	家という居場所を構築している当事者に対し、他の居場所を設ける必要やその目的は何か。	1	「その他」 社会参加、社会復帰の準備段階において、家以外の居場所は、「外出するきっかけ作り」や「他者と関わりを持つ機会」として機能すると考えております。また、ひきこもり当事者の方への聞き取り調査を実施した際に、家以外に人とつながりを持てる場所が欲しいという声もあり、当事者が選択できるツールとして必要であると考えております。
12	訪問して欲しくない家庭や、当事者に対して訪問以外の手段は必要ではないのか。支援の押し付けになっていないか。また、信頼関係の構築は訪問を行うことで築くことができるのか。	1	「意見を参考とする」 事業の実施にあたっては、訪問の必要性やその他の手法について協議したうえで実施することとしております。その際、当事者や家族に対して、支援の押し付けや負担とならないよう配慮することは言うまでもありません。当事者や家族との信頼関係の構築に時間を要することも考えられますが、継続的な訪問等の働きかけにより意向を聞き取り、当事者が求めるタイミングで支援につなげることができるように、取り組んでまいります。
老人福祉工場の見直し(老人福祉工場指定管理者管理運営事業)			
13	老人の生きがいや、やりがいの創出の目的に対して、工場以外にも働ける(生きがい・やりがいを創出できる)場所を作っていく必要があると思うが、どのように考えているか。	1	「すでに盛り込み済み」 高齢者の生きがい就労の推進に向けては、令和4年度から就労的活動支援コーディネーターを配置し、老人福祉工場だけでなく、地域の高齢者の集い場等でも生きがい就労を実施できる体制を整備していきたいと考えております。

認知症確定診断体制整備事業の廃止		
14	対象を「認知症の疑いがある市民」とするのはなぜか。疑いがなくとも利用できるようにすることで、「早期診断・早期対応」につながるのではないか。	1 「その他」 本事業は、日々の暮らしに不安を感じるなど認知症に疑いを感じる市民の方が早期受診を行い、早期に専門的な診断を受けることを目的としているものです。疑いがなくても少しでも不安を感じるようであれば、まずはかかりつけ医に相談していただき、かかりつけ医からの紹介により認知症の確定診断を受けていただき、不安を解消していただければと考えています。 なお、認知症確定診断につきましては、事業開始時と比べ、複数の医療機関において認知症確定診断の体制が整備されていることから、市の委託事業を廃止するものです。
巡回啓発の強化(たばこ対策推進事業)		
15	対象に「市民等及び事業者」とあるが、事業者からJT及びたばこ組合は除くことを明記すべき。効果的なたばこ対策とは、まずは市がたばこ産業と縁を切ることであり、この点を記載し、はっきりさせるべき。阪急塚口駅前へのJTからの喫煙所の寄贈申出についても断るべき。	1 「その他」 たばこ対策推進事業のうち、今回、市民意見を聴取させていただいた内容は、駅周辺等において受動喫煙防止、歩きたばこ禁止の巡回啓発を強化する取組についてであり、対象とは周知・啓発といった取組の対象をお示しているものです。
その他		
16	パブリックコメントは広く一般に募集をかけ、意見を集める必要があると思うが、尼崎市のHPに自らアクセスする以外に募集されていることを知る方法がなく、広報等が不十分であると感じる。今後対策等はなされる予定はあるか。	1 「その他」 本市では、市政参画の一層の推進を図るため、施策の熟度が低い段階でワークショップやアンケート等による「市民意向調査」を、素案を策定した段階で「パブリックコメント」を行い、二回に渡って市民の皆さまのご意見をお伺いしております。(「市民意見聴取プロセス」と呼称しております。) 各段階でご意見をお伺いする際には、市ホームページのほか、市報お知らせ欄への掲載や、各地域振興センター等の市内各施設への資料の配架によって周知を行っているところです。 ご指摘のとおり、意見を募る旨の効果的な周知については、本市としても課題として認識しているところであり、市ホームページにおいては、意見募集に係るページへのリンクを市ホームページのトップページに設置する(ページ中ほどの「声をお聞かせください」)など、市民の皆さまが少しでも情報にアクセスしやすいよう取り組んでいるところです。 また、各事案の特性に応じては、SNSを活用した周知なども実施しているところです。 今後もより多くの市民の皆さまからご参加いただけるよう効果的な周知について引き続き検討を行い、市民参画の推進を図ってまいります。
17	中高生や若者も理解できるような文章で内容を記載することで若者からの意見も集めやすくなることから、改善を検討してもらいたい。	1 「その他」 パブリックコメント資料については、これまで限られたスペースのなかで市民の皆様に理解してもらいやすい内容となるよう工夫をしてきているところではございますが、今後も引き続き、分かりやすい資料となるよう工夫を続けてまいります。 なお、パブリックコメントなどを経て、2月に公表させていただく「令和4年度主要事業」におきましては、事業ごとに指標やイラストなども掲載し、よりわかりやすくさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。